会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第１７２４号
令和５年１２月１１日

郡市医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（担当常任理事　　登坂　英明）
（公印省略）

後期高齢者健康診査事業へのご協力について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、埼玉県後期高齢者医療広域連合から別添のとおり、依頼がありました。

つきましては、貴会におかれまして、本件についてご了知いただき、市町村から依頼がありました際にはご協力いただくとともに、各医療機関に対しましてもご高配の程、よろしくお願い申し上げます。

埼玉県医師会業務課業務Ⅰ担当　黒木
TEL：048-824-2611
mail:kuroki@office.saitama.med.or.jp

草加八潮医師会
収受
5.12.13
第９２２号

埼高広連第 5144 号
令和５年１２月１日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　　金井　忠男　様

埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長　　富　岡　勝　則
（　公　印　省　略　）

後期高齢者健康診査事業へのご協力について（依頼）

日頃より後期高齢者保健事業の運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当広域連合では、被保険者の健康の保持増進を図るため、後期高齢者健康診査事業（以下、「健康診査事業」という。）を県内 63 市町村との業務委託契約の締結により実施しているところです。

これまで健康診査事業における支払請求が、実施医療機関から市町村へ届くまでに時間を要することから、市町村の集計作業等に必要な期間を勘案し、当広域連合への報告期日を実施年度の翌年度９月に規定していました。

今般、市町村からの健康診査事業における実施報告に基づき、厚生労働省へ補助金申請をしたところ、国の定める交付要綱では、実施年度の翌年度６月 30 日を報告期日としていることから、報告期日以降の補助金申請に係る補助金交付は認められないものとし、令和５年度以降の報告時期について見直すよう指示がありました。

今後は、国の定める交付要綱を遵守するため、市町村からの報告時期を９月から６月 10 日頃へ早めることを予定しておりますが、市町村及び郡市医師会との調整が必要であると考えております。

つきましては、各郡市医師会に対し、３月受診分までの支払請求を４月末日までに終えるよう周知していただくことについて、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件については、市町村に対しても、郡市医師会及びその他医療機関に対し、４月末日までの支払請求を徹底していただくよう依頼済みであることを申し添えます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課
給付担当　福田・加藤 TEL：048-833-3130

Ｒ５年度以降健康診査実施完了報告に係る事務フロー（案）

＜変更前＞

事業費補助金における事務の流れ（案）

処理月	実施医療機関	郡市医師会	埼玉県国保連合会	市町村	広域連合	県・国
(R6) 3月	実施医療機関にて健康診断受診					
4月		各医療機関より請求データの取りまとめ				
5月			請求データの審査業務 ※毎月3日を締切としている			
6月				請求データの受領 ※毎月6日・7日頃に受領している		
9月				実施完了報告の提出	実施完了報告の審査業務	
10月					実施完了報告の審査業務	事業費補助金の申請

＜変更後＞

事業費補助金における事務の流れ（案）

処理月	実施医療機関	郡市医師会	埼玉県国保連合会	市町村	広域連合	県・国
(R6) 3月	実施医療機関にて健康診断受診					
4月		各医療機関より請求データの取りまとめ ※4月末日を締切とする				
5月			請求データの審査業務 ※毎月3日を締切としている			
6月				請求データの受領 実施完了報告の提出 ※6月10日頃を締切とする予定	実施完了報告の審査業務	事業費補助金の申請

参考

埼高広連第５１１８号
令和５年１１月２２日

各市町村後期高齢者医療主管課長　様
（後期高齢者健康診査担当課）

埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局長
（　公　印　省　略　）

後期高齢者健康診査実施完了報告に係る提出時期の変更について（通知）

日頃より後期高齢者保健事業の運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者健康診査事業（以下「健康診査事業」という。）に係る実施完了報告については、これまで埼玉県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱第 12 条第３項及び第 13 条第１項の規定に基づき、市町村からの請求により委託料の支払いを行っておりました。

今般、市町村からの健康診査事業おける実施完了報告に基づき、厚生労働省へ後期高齢者医療制度事業費補助金事業に係る交付申請をしたところ、国の定める交付要綱では、６月 30 日を報告期日としていることから、令和５年度以降の実施完了報告に係る報告時期について見直すよう指示がありました。

つきましては、令和５年度以降の健康診査事業におきまして、市町村からの実施完了報告の報告時期を６月 10 日頃に早め、当該報告を以て委託料の支払いを完了することとします。

市町村におかれましては、郡市医師会やその他実施医療機関に対し、市町村に対する支払請求について４月末日までに提出をしていただくよう調整の程、お願い申し上げます。

この度は、年度途中の変更となり、大変恐縮ではございますが、引き続き健康診査事業の実施について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課
給付担当　菅野・加藤　　TEL：048-833-3130